

「新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会」の設立について

1 設立の背景

新丸山ダム建設事業は、平成8年3月にまず国道418号付替工事に着手し、平成22年3月八百津から潮南区間の供用を行いました。その後、平成27年2月に潮南以東の工事に着手し、現在順次工事を進めてきております。

ダム本体関連工事では、平成28年9月に転流工工事に着手し、今年1月には本体建設第1期工事の契約を行い、現在現場着手の準備を進めているところであり、いよいよ工事等が本格化してきています。

ダム事業は、大型公共事業ということで多額の予算が投入されますので、暴力団等の反社会的勢力が介入してくる可能性や反社会勢力以外も含め不当要求が考えられます。

そうした暴力団等による介入及び不当要求は、新丸山ダム建設事業やそれに関連する事業等への推進及び地域住民等の生活に不当な影響を与えることから、岐阜県警察(本部刑事部組織犯罪対策課及び関係警察署)、公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター及び岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターのご指導及びご支援を受け標記協議会を設立することとしました。

2 設立の目的

会則第2条のとおり、発注者及び工事等受注者が、暴力団等による本事業への不当要求等に対し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を講ずることにより、発生事案に対する迅速かつ的確な対応等を通じて、本事業に携わる者の安全を確保するとともに、本事業の円滑な推進と地域の安全を確保することを目的とする。

3 組織(会員、顧問、オブザーバー)

会則第4条、第11条、第12条及び別紙参照

4 主な活動内容

会則第6条、別紙及び活動計画参照

協議会の設立にむけて

- 新丸山ダム建設事業は、洪水調節等を目的に令和11年度を完成目標とし、丸山ダムを嵩上げする事業で、今年度からダム本体建設工事の着手を予定している。
- 新丸山ダム建設事業に関連する工事及び業務は、令和2年度は125億円、令和3年度は109億円の予算規模で現時点の受注者数は関連事業を含め約50社あり、新丸山ダム建設事業の完成に至る間においては集中的に事業が展開されるため、受注者数のさらなる増加が見込まれる。
- 新丸山ダム建設事業の本格化に伴い、公共事業の工事及び業務の契約における暴力団等の介入、不当要求等が懸念されるため、岐阜県警、岐阜県弁護士会等の協力のもと、暴力団の排除及び不当要求等の防止、事業の円滑な推進と地域の安全の確保等を目的とする協議会の設立を進める。

設立時期と設立場所

- 令和3年7月28日
- 岐阜県加茂郡八百津町

1 目的

暴力団等の排除及び
不当要求等の防止

関係機関相互の連絡
調整

発生事案に対する迅速
かつ的確な対応



事業関係者の安全の確保

ダム事業及び関連事業
の円滑な遂行

地域住民等の安全な生活

2 主な活動

1. 暴力団等及び不当要求等に関する会員相互の情報交換及び連携強化

通常総会 1回／年の開催

発生事案 → 会員相互の情報交換＋顧問の助言・指導・援助(万全な保護対策、迅速かつ的確な取締り等)

2. 警察等関係機関との連絡調整

連絡協議会工程会議(発注者＋受注者)に關係警察署の出席を随時要請
→ 岐阜県警と認識共有

受注者及び下請事業者から 暴力団等排除の確約書、役員等の名簿の提出
→ 岐阜県警に提供

警察等から暴力団等及び不当要求等の対応に関する指導、助言及び援助
→ 会員に共有

3. 暴力団等の排除及び不当要求等の防止に関する教育及び啓発活動

掲示物を交付 → 現場事務所等に掲示

講習会 1回／年の開催

4. その他協議会の目的を達成するために必要な活動

3 組織

(総会)

- 元請会員(工事又は業務 受注者)
- 職員会員(課長職相当以上)

(役員)

- 会長(新丸山ダム工事事務所長)
- 副会長(丸山・笠置発電所改良工事所長
(木曾川水系ダム統合管理事務所長)
(工事又は業務 受注者代表))

(担当者会議)

- 新丸山ダム 副所長及び関係課長
- 丸山・笠置発電所改良工事所 土木課長
- 木曾川水系ダム統管 関係課長等
- 岐阜県関係警察署 関係課長等
- 工事及び業務 受注者

(顧問)

- 岐阜県警組織犯罪対策統括官
- 岐阜県警組織犯罪対策課長
- 関係警察署長
- 岐阜県暴力追放推進センター 専務理事
- 岐阜県弁護士会
民事介入暴力被害者救済センター 委員長

(オブザーバー)

- 岐阜県 県土整備部 河川課長
- 八百津町 建設課長
- 御嵩町 建設部長
- 恵那市 建設部長
- 瑞浪市 建設部長

出席・意見

出席・情報交換

